

エンパワメント系

ユースサービスチーム

野田 正人

(産業社会学部教授)

○野田 ユースサービスのプロジェクトを担当します、産業社会学部とそれから大学院の応用人間科学研究科に配属になっております野田と申します。よろしくお願ひします。

私どものプロジェクトはタイトルのとおり、ユースに対するサービスということを考えております。ユースサービスという言葉自体が、欧米では一つの特分分野の活動、特に1970年代以前のイギリスなんかでは、いわゆる青年の健全育成に関するプログラムというような、かなり固定的なイメージを持たれている言葉とも聞いております。私どもの方はちょうど若者、つまり子どもから大人への移行期にかかる、その者たちへの援助というようなことは、どんなことが想定できるか。もう1点は、現在日本で多様に行われていますこの部分のサービスを、きょうのテーマである対人援助学というような方向でまとめよう、統一性を持って考えていこうとするときに、どのような課題が浮き彫りになるのかというようなことに焦点を当てているわけです。この若者たちというのは日本の場合、特に高校あるいは大学、あるいは専門学校への進学率が上がって以降は、そのほとんどが学校という中で担われていて、相対的に地域であるとか、あるいは家族の役割ということが低下してくるというような状況があったかと思ひます。しかし、学校以外のところでの取り組みということも脈々とその流れがあり、あるいはある意味で非常に新しい、最近で言えば例えば就労支援であるとかというようなさまざまな取り組みがあるわけですが、しかしそれらの多くは行政の縦割りの体制の中で行われていたり、あるいは心理士であるとか、あるいは司法であるとかというような特定の専門職集団といひましようか。そういったところによって担わ

れていて、包括的というか、全体性が見えるものとは必ずしもなっていないと。そのような問題意識を前提にし、ユースの支援にはどのような要素を考慮する必要があるかを考えております。今のところ仮説的には、まず若者の人権そのものを守り、あるいは彼ら自身に守らせる。あるいは発達の視点や成長の視点、また環境を調整する、あるいは健康をきちんと守るというような幾つかの視点を立てながら、その中での対人援助というような枠組みを見ていきたいというふうに思っています。しかし、これ自体は相当スケールの大きな話ですが、我々のプロジェクトの特徴の一つは、一般的には非常にレアなフィールドというところに実際に学生、あるいは私どもも出向かせていただいて、そこにおける実践をともに行う中で課題を見出し、あるいは連携を深めるというようなことをやっております。そこに、①から④まで4種類のフィールドを書かせていただきましたが、ユースサービスのプロジェクトは決して多人数ではないのですが、その中でそれぞれにユースにかかわる領域ということで、一つは児童自立支援施設での処遇、二つ目がスクールソーシャルワーカーのフィールド、三つ目が実際のユースワーク、あるいはユースワーカーの業務にかかわること、それから四つ目が先ほどのベトナムの御報告とも重なる部分がありますが、アジアに目を向けて、そこにおける若者への取り組みということも深くかかわりながら研究する、このような四つのパートに分かれて研究を進めているということになります。

順にごくかいつまんで概要を話したいと思いますが、一つ目は、児童自立支援施設における自立支援についての基本的な考え方であるとか、あるいはその枠組みということです。その下に名前が書いておりますのは、特に社会学研究科の大学院生が中心となって活躍してくれております。この児童自立支援施設における処遇の検討につきましては、私どものこのプロジェクトの前の段階から既に約8年間、主に中国地区、岡山、広島、山口、島根、鳥取という、この5カ所の児童自立支援施設が集まって、専門的に処遇を検討するという研究会をこちらから呼びかけて作りまして、定期的に持ち回りで毎年5回、施設現場のニーズに合った研究を進めてきております。その中核として私も関与させていただいて、そこに院生たちが参与するというよう

な形式を取っておりますが、この児童自立支援施設、既に御承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、つい最近までは教護院と呼ばれ、それ以前は約110年ほど前から感化院と呼ばれた、非行問題を抱えているか、あるいは生活指導が必要な子どもたちで、各都道府県に1カ所しかないというレアな施設ということになります。当然ここには新聞をにぎわすような大きな事件を起こした子どもたちも入るものですから、福祉実習その他でごく短期間入ることはあっても、継続的に、しかも中の職員たちの本音も聞き出しながら、あるいはその処遇をスーパーバイズしながら関与するということには、なかなか通常はチャンスが得られないというところで、まして大学院生たちが研究ということも含めてそこに入るということには、一般的には非常に困難な場所なのですが、そこの中に、いわば内輪の人間として日常かかわりながら研究を展開しています。その中で特にこの現場の課題とされる、自由をいかに制限してよいのかを中心テーマとしています。これは理念的な部分と、それから後にも出ていますが、例えば親から来た手紙をそのまま子どもが見ていいのか、あるいは開封していいのかというような、非常に日常実践におけるシビアな部分について、そこの理念と実践との間をつなぎながら考えていくと。このような問題がなぜ発生するかというと、日本では類似の施設に少年院というのがあるわけですが、この少年院はかぎをかけて、あるいは身体拘束をすることができますし、それから情報の遮断等についても法律で明確になっています。しかし今申し上げました児童自立支援施設は、基本的に福祉の施設で、開放処遇を前提としています。しかし、開放処遇と言っておきながら自由に出入りを許しているわけではありませんし、あるいは薬物、あるいは不純異性交遊、あるいは暴力団との関係等々、人間関係そのものも断つ必要がある、あるいはそういうことを期待されて入ってくる子どもたちもいるわけで、そういうような状況のもとでどのような理念で何をしたいのかと。そこで出てきますのは、要するに子どもたちの健全育成というか、あるいはしっかりした自立を目指すということになるのですが、そのことと日常、ペーパーに書いてあります、家族と交流する権利であるとか、あるいはプライバシーを守るとか、あるいは自由な物を持ち込むことができるとか、

あるいはさまざまな情報とアクセスできる、やりたいことをレクリエーションとしてする、あるいはいろんな人と交わるというようなことをすべて許すわけにはいかない。何らかの制限をかけなきゃいけない。しかしそこには基準がないというような、非常な難しさの中で、そして最近とみにさまざまな分野で権利論、あるいは法的な問題、あるいは弁護士さんの登場というような、従来うやむやにされていた部分を相当詰めて、明確に線引きをする必要がある。また理念を明確にする必要があると、そういうような領域がありまして、このことに関して、現在、現場の混乱と困難をある意味引き受けて、ともに今研究を進めているというようなことです。これにつきましては、1年に5回、フィールドと交わりつつ、それ以外のリサーチをし、そして折々に団体であるとか、あるいはこの職員集団、全国に58カ所、児童自立支援施設がありますが、この58カ所の施設の職員、あるいは施設長たちが集まる場で、その成果を発表しながら現場に還元できるというようなことを行うと同時に、ここで得た知見ないし方法論が、フィールド特有の課題としましては、最近非行少年への厳罰化と呼ばれるような、非行少年を我々社会がどう扱っていくのかということとところで還元できるというような形で動いております。

二つ目がスクールソーシャルワーカーのフィールドです。ここに付きましても、私とそれから社会学研究科の大学院生、実際に今回主としてまとめたのは1名なのですが、複数名関与をしております。このスクールソーシャルワーカーというのは、まさに学校がある意味で若者たちの問題、あるいは子どもたちの問題に取り組んでいた部分をどのように開いて地域、あるいは社会資源と結んでいくのかというような視点から、主には社会福祉が教育に入るというような認識で展開をしておりました。これにつきましても、約9年前から私も学校現場にこのような活動が入るということに意味があるのだというような、あるいはその実践例を積み上げておりましたところ、非常に不幸な事例なのですが、今から3年前に大阪の寝屋川で、小学校で学校の先生たちが殺傷され、加害者は卒業生の少年だったという事件を直接の契機としまして、かねてから有効ではないかと言われていたこのスクールソーシャルワークというものが、大阪府教委によって制度的に導入されることになっ

たわけです。そのことに関しまして、私どもがシーズとして活動していた団体の方に依頼があって、この大学院生はそのうちの一人として、直接事件のありました地域を担当しているというような活動につながっております。しかしそれにとどまらず、幾つかの小学校では当然対人援助として、まさに子どもの最善の利益を中心にした包括的な支援を学校フィールドで行うと何ができるかというような形でやっており、教育行政の方が主として期待をします、例えば不登校の子どもを減らすとか、いじめをなくすとかというようなことを直接目的としているわけではないのですが、結果的に2けたの不登校を抱えた小学校にソーシャルワーカーが行ったら、翌年には実は不登校がゼロになってしまったというようなことも生じています。このことは決して、我々が考えているプロジェクトの目的、あるいはスクールソーシャルワークの目的ではないと考えていますが、たまたま環境要因が大きいケース、不登校の多い学校なんかの場合には、このことが非常に有効に働くということが実証されてきて、3年たち、この春で制度が終わるというふうに思っていたやさきに、文部科学省の方から予算をつけるから、全国百数十カ所でのスクールソーシャルワークを導入することにしたいというような、むしろ発展的というか、子どもたちのためにはありがたいのですが、制度的に考えると、それを担えるスクールソーシャルワーカーが全国に到底いるとは思えないので、そのあたりをどうするのかということで、人材養成、また養成のカリキュラム、あるいは目的をどう言語化するか等々に関して、現在このフィールドを進めているところです。その意味では、将来有効であろうというふうに思って取り組んでいたものが、社会との関係で言いますと、時々階段を3段、4段飛ばして、突然に制度化されてしまうというようなことが起こってしまっていて、このことに関して非常に悩ましいことなわけですが、逆の言い方をしますと、文部科学省の方がこれから3年かけて、我々がこのプロジェクトとしてやってきたようなことを大規模に実験、実証するというようになっております。文科省の方からは、その検証委員を5名程度フィールドから集めるということになっておりまして、私もその委員にというふうに言われている状況なのですが、いずれにしましても、私の認識としましては、このよう

な本当に細々とした活動の実践を積み重ねる中で、制度化につながるという
ような視点があるのかなというふうに思っております。

実は、同じような細々としたところから出発しつつ、大きなことを目指そう
としているのがもう一つ、その3番目の対人援助専門職としてのユースワ
ーカーの業務と養成に関してであります。この部分、後ろのパネルとの関係
で非常に紙幅を減らしていき申しわけないのですが、既に4年ほど前から、
京都市のユースサービス協会との共同研究としまして、我々の方ではユース
ワーカーの業務内容あるいはその専門性、あるいはその養成等々について検
討と、それからやはり実践を重ねてまいりました。この資格は、アメリカや
イギリス等では大学院で取得できるレベルの資格というようなこともあり、
積み上げがなされてきたのですが、その目的その他はともかくとしまして、
青少年自身を上から指導するとかというようなことではなく、彼ら自身に望
ましい環境、あるいはチャンスを提供すること、あるいは緩やかな支援を提
供することを通じて、彼らの成長・発達を支援するというようなことかと思
いますが、このことに関しましては、本学の応用人間科学研究科の大学院に、
ユースワーカーの養成プログラムというのを2年前に開設をいたし、きょう
が最終の卒業の成績発表の日かと思いますが、現在の予定では数名の実習、
あるいは演習も経験したユースワーカーの基礎講座を受講した者たちが、こ
の春卒業するということかと思えます。このことについては、同時に京都ユ
ースサービス協会の方で、ユースワーカーの課程を修めた者ということで認
証をいただけるということになっておりまして、しかしこれは立命館と京都
市ユースサービス協会だけではなく、関連団体、それからほかの大学、現在
でも東京外国語大学や北海道大学、その他幾つかのところとのコラボレーシ
ョンを図りつつありますけども、そういったような大きなうねりになってい
けばというふうに考えております。

最後は国際的な分野で言いますと、中国の蘇州大学と立命館の産業社会学部
とは、大学間および学部間の交流協定を持っておりまして、そこの関連
で中国も一人っ子政策のもとで子どもの育ち、あるいは若者の生活にさまざ
まな課題が出てきておりますので、そのあたりに関して交流をする中で、特

に中国の学校のカリキュラムとして心理健康教育、あるいは単に心理教育というふうと呼ぶ場合もありますが、そのようなプログラムが動いておりますので、その中で特に人間関係であるとか社会に役立つこと、あるいは大人になること等々のプログラムが組まれていますので、そのあたりに関して若者の抱える課題も日本とよく似ておりますので、共同連携を図りながら年に数回の相互の研究者、あるいは学生の交流をしているということです。

このようなパートパートでかなり特徴のある活動ですので、これをどのようにサービス全体につなげていくかということは今模索しているということで、私どものプロジェクトの御報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○**司会** どうもありがとうございました。御質問とかございましたら、よろしくお願ひいたします。

○**質問者** 若者というのは、大人に対する若者ということかと思うのですが、各国で、社会の中で人間を発達成長していく、期待されるわけですが、多分何かちょっと違うのではないかなと思って。例えば私の経験では優秀な学生だけでも、学校には出てこないで、ほとんど部屋に引きこもっているという学生なのですが、もう少しこういうユースサービスなんかあると、とても機能するのじゃないかと思っております。その各国、つまりユースサービスを行っている国で、若者をどういうふうに、年齢的でもいいのですが、定義が違うのかどうか、そういうところを少し教えていただきたい。

○**野田** はい、ありがとうございます。まず今の御質問から言うならば、国によっても当然違いますし、それから若者というのをどの側面から見なのか。例えば発達的に見るのかとか、社会の中でどういう役割を果たすのかということで見なのか。あるいは高等教育の進学率その他から、例えば働き手と見るのか、学び手と見るのか、そして日本のようにニートであるとか、いろんな課題状況像で見ると等々によってかなり違うと思います。一般的には思春期から青年期というふうに分けられるもので、特に日本の場合でもその若者期が逆に長くなっていると思われれます。小学生でもおませちゃんがいれば、30になっても、こいついつまでもガキだなという言い方がいいかどうか

は別としても、未熟感が否めない。そういう意味では、国によっても多様性がありますし、その一つの国の中でも、どの視点で見ていくのかということについては相当多様で、実はこのことだけで多分大きな研究テーマになってしまうので、私どもは逃げているという申しわけないですが、今のところその比較研究的なところについては焦点化していないのですが、ただ日本国内でも、今18歳まで未成年を下げるかどうか等議論があるように、実にその見方によって多様性があるというのは御指摘のとおりかなというふうに思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。